

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	-	<p>本改訂案を拝見し、特許制度の運用を明確化し、手続の円滑化を図るとい趣旨には賛同する。しかしながら、現行案にはいくつかの重要な懸念点が存在し、日本の技術保護および国益の観点から改善が必要と考える。以下、項目ごとに意見を述べる。</p> <p>1. 相互主義（特許法 25 条）の運用強化について                      現行の相互主義規定は、実務上ほとんど機能していない。日本人が特許取得において不利益を受ける国（例：中国・ロシア等）に対し、日本が無条件に特許権を認める現状は、国際的な対等性を欠き、日本の技術流出を招く危険がある。                      特許は国家の安全保障や産業競争力に直結するものであり、相互主義の厳格な適用、または対象国の明確化が必要である。特に、外国政府の影響下にある企業による出願については、より慎重な審査が求められる。</p> <p>2. 外国籍出願人の死亡時における相続人確認の柔軟運用について                      外国籍出願人の相続確認において、各国の制度に応じた多様な書類を受理する柔軟な運用は理解できるが、偽造書類や不正取得のリスクが高まる懸念がある。特に、国家的に技術収集を行う国や、法制度が不透明な国においては、相続証明書類の真正性を担保することが難しい。                      相続確認においては、大使館認証や追加的な本人確認手続を義務付けるなど、より厳格な基準を設けるべきである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。                      方式審査便覧は現行法令に基づく形式的な手続要件を定めたものですので、今回の改訂案については提示の案のままとさせていただきますが、いただきました御意見については、今後の特許行政の参考とさせていただきます。</p>

	<p>3. 期間徒過後の救済規定の拡大について 災害や通信障害等による救済は必要であるが、救済範囲が広すぎると、意図的な遅延や戦略的利用の余地が生じる。特許制度は迅速性と公開性が重要であり、救済の濫用は制度全体の信頼性を損なう。 救済の適用にあたっては、客観的証拠の提出を必須とすること、および救済回数制限など、悪用防止策を明確にすべきである。</p> <p>4. 電子手続の拡大と本人確認の厳格化について 電子化は利便性向上に資するが、なりすましや不正アクセスのリスクが増大する。特許は国家の基盤技術を扱うため、本人確認の厳格化は不可欠である。 電子署名の基準強化、二要素認証の義務化、海外 IP からのアクセス制限など、セキュリティ強化策を併せて導入すべきである。</p> <p>5. 地域団体商標の手数料軽減制度について 地域振興の観点から制度自体は有意義であるが、実態のない団体や外国資本による“地域ブランドの乗っ取り”の懸念がある。地域ブランドは文化資源であり、保護すべき公共財である。 承認基準の厳格化、外国資本の関与状況の確認、地域住民の実質的関与の要件化など、悪用防止のための追加措置が必要である。</p> <p>まとめ 本改訂案は手続の明確化という点では評価できるが、国際情勢の変化や技術流出リスクを踏まえると、現行案は日本の国益保護の観点から不十分である。特に相互主義の強化、外国人手続における本人確認の厳格化、救済制度の濫</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>用防止は喫緊の課題である。 日本の技術力と安全保障を守るため、より慎重かつ実効性のある制度設計を求める。</p>	
2	オンライン送達制度	<p>オンライン送達制度の導入による手続のデジタル化推進には強く賛成します。しかしシステムへのファイル記録から「10日」経過で到達したとみなされるルールについて、ユーザーが見落とすリスクを懸念します。デジタル化のメリットを享受できるよう、以下の2点を要望します。</p> <p>1. 確実なプッシュ通知の実装 ファイルが格納された際、登録アドレス等へ確実に通知が届く仕組みを必須としてください。ユーザーが能動的にログインしないと気づけない仕様では、意図しない期限徒過を招きかねません。</p> <p>2. 真のペーパーレス化（脱ハンコ） 便覧には依然として「実印」等の規定が残っていますが、オンライン送達を進めるのであれば、本人確認も電子署名等へ完全移行し、物理的な印鑑を不要とするロードマップを早急に示してください。</p> <p>使いやすく安全な「人に優しいデジタル化」の実装を切に願います。</p>	<p>御意見ありがとうございます。いただいた御意見につきまして、以下回答いたします。</p> <p>1. 確実なプッシュ通知の実装 いただいた御意見につきましては、オンライン発送に関するシステム仕様の御指摘と受け止めております。方式審査便覧の改訂案は維持させていただきますが、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 真のペーパーレス化（脱ハンコ） 方式審査便覧上の「実印」等の規定は、書面による手続を選択した場合に使用することが前提となっており、電子署名を利用いただくことで実印を使用せずに、オンラインによる手続を行うことも可能となっております。電子署名を利用する場合の手続の詳細は、以下リンク先特許庁 HP 記事の「3. (2)」を御参照ください。 <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html</a></p> <p>ユーザーの皆様が手続しやすい方法をお選びいただけるよう、オンライン手続と書面手続の双</p>

			<p>方をご用意しておりますので、御理解いただけますと幸いです。</p>
3	<p>オンライン送達制度導入、包括委任状援用制限届の廃止、運用変更に伴う改訂・運用明確化(121.13)</p>	<p>1. 「不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うオンライン送達制度導入」に係る改訂項目については、法改正を反映したものであり同意する。ただし、「特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由」(以下「不責事由」という。)の申出方法については、ユーザーにとって、10日間の開庁日の間に特定通知等を受領できなかったという非常事態の場合に行う手続となるため、ユーザーが提出する手続書面の【その他】欄で記載すること、及びその記載例を、御庁Webサイトにも掲載する等、周知に努めていただきたい。</p> <p>2. 「包括委任状の援用制限届の廃止」については、廃止された書式に係る改訂項目であり、同意する。</p> <p>3. 「運用変更に伴う改訂・運用明確化のための項目新設等」について、御庁の運用の明確化のための改訂項目については、明確化のための改訂であり歓迎する。運用変更に伴う改訂に関し、「121.13 願書又は中間書類の出願人、代理人等の特定(認定)に関する取扱い」によると、願書等に記載された「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と、特定(認定)した識別番号に係るものが一致する場合又はごく軽微な差異であると認められる場合には、御庁より「出願人等を特定(認定)した旨の通知」は送付しないとされている。ここでの対象は、既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合の出願人等の特定(認定)と理解する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。いただいた御意見につきまして、以下回答いたします。</p> <p>1. 特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由の申出の手続方法等につきましては、3月中旬より弊庁ホームページ「オンライン発送制度の見直しについて」において御案内しておりますが、引き続き制度周知に努めて参ります。</p> <p>2. 改訂案について、賛同の御意見として承りました。</p> <p>3. 今次の方式審査便覧121.13の改訂は現行運用を変更するものではなく、識別番号に登録された住所等と手続書類上の住所等に軽微な差異があったことをお知らせする認定通知の取扱いを明確化したものです。方式審査上、完全一致に等しい程度の表記の差違(例:住居表示等の記載中、「○丁目○番○号」と「○-○-○」による表記の差異等)の場合は認定通知を發出しませんが、補正命令の対象となるような明らかな住所相違ではないものの、表記上の不一致と判断されるもの(在外者住所の表音表記による差異やビル名の有無など)については従</p>

	<p>既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合は、出願人が過去に出願したことがあり識別番号が付与されているが、今回の代理人は識別番号を知らない状況で生じやすい。このような実情を鑑みると、代理人が識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」を正確に認識するために、「ごく軽微な差異であると認められる場合」であっても、「出願人等を特定（認定）した旨の通知」を発行していただきたい。</p>	<p>前どおり認定通知を発出し、出願人の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」を正確に把握できるよう運用いたします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

以 上